

平成 26 年度

宜野座村国民健康保険税収納対策緊急プランの策定について

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 定期的に徴収催告を行い、納付の勧奨を行う。
- (3) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度、宜野座村国民健康保険税減免制度を国保加入者への周知を行う。

2 収納体制の充実・強化

- (1) 95%以上の収納率確保のため継続的に嘱託徴収員の雇用を行う。
- (2) 健康福祉課職員で、定期的に夜間の電話督促・個別訪問を実施する。
- (3) 滞納処分関連の自治体研修への参加を行い、職員の知識、能力の向上に努める。

3 徴収方法の改善等

- (1) コンビニ収納を実施し、納税者の利便性の向上を図る。
- (2) 口座振替について広報、窓口での勧奨、嘱託徴収員の訪問による勧奨を行い、口座振替の増加に努める。
- (3) 村ホームページ及び広報誌等を利用し、国民健康保険制度への理解と周知に努める。
- (4) 毎年行っている宜野座村自主財源確保拡大対策委員会（村長以下係長職まで）による臨戸訪問、電話催告による納付相談を継続する。

4 滞納処分の実施

- (1) 長期滞納者については、財産調査を行い、預貯金等の差押処分を行う。
- (2) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
- (3) 村税担当課と情報を共有し、財産の差押え、預貯金、給与、軍用地料の差押等について実施する。